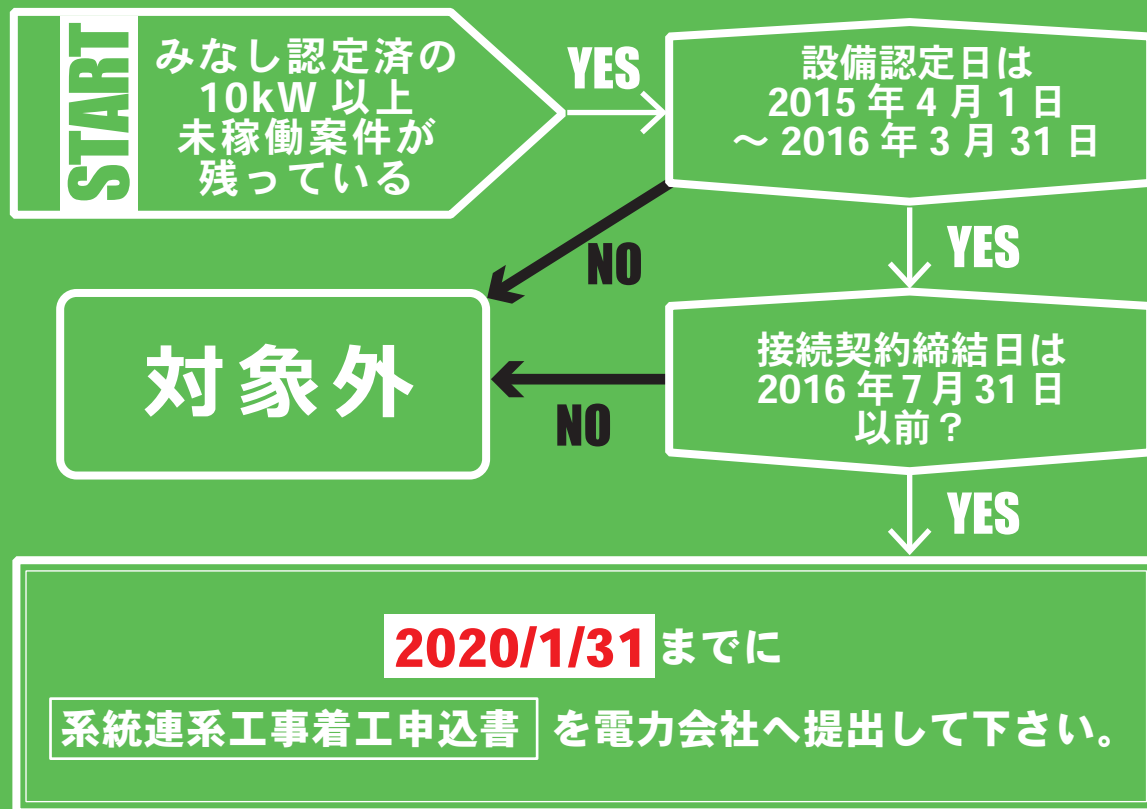


2015年度認定の未稼働案件がある方はご注意ください。



要確認

- ①申請パネルの確認
- ②「系統連系工事着工申込書」の提出

Storage battery

商品



これからの住宅営業には「高性能蓄電池」が◎

今や大手ハウスメーカーは、太陽光と蓄電池のセット販売での営業はあたりまえに。売電単価が下がる一方、上がり続ける電気代。そして頻発する大規模停電。それらを解決するのは太陽光と蓄電池です。「Powerwall」は13.5kWhの大容量、高出力でスタイリッシュな蓄電池。競合には負けない蓄電池をぜひご提案ください！



《スマホ ----- **Powerwall 特設サイト** ----- パソコン》 <https://tesla.sisolar.co.jp/>

Storage battery



お問い合わせ先
担当：小木曾（コギソ）

SIソーラー
ホットライン

または

9:00 ~ 18:00 (土日祝除く)

03-5642-3733

2018 年 12 月 21 日
2019 年 11 月 5 日更新
資源エネルギー庁

事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に係る詳細運用等について（お知らせ）

【2019 年 6 月 19 日更新】出力 2MW 以上及び条例アセス対象事業の系統連系工事着工申込書の提出期限を決定しました。

【2019 年 11 月 5 日更新】2015 年度認定の未稼働案件の系統連系工事着工申込書の提出期限等を決定しました。

経済産業省は、2012 年度～2014 年度認定の事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向けた新たな対応について、意見公募手続の結果を踏まえ、2018 年 12 月 5 日に方針を決定し、公表しました（公表内容は[こちら](#)）。また、2015 年度認定以降の案件についても、1 年ごとに措置の対象を拡大することとしていることから、系統連系工事着工申込みに係る詳細運用及び手続方法について、下記のとおりお知らせいたします。

2012 年度～2015 年度に FIT 認定を受けた事業用太陽光発電（10kW 以上）のうち、運転開始期限が設定されていない（2016 年 7 月 31 日までに接続契約を締結した）未稼働案件については、FIT 認定案件ごとに電力会社に「系統連系工事着工申込書」の提出が必要となります。申込書の様式、提出期限、提出先については以下（１）～（３）のとおりです。

（１）系統連系工事着工申込書の様式

各電力会社への系統連系工事着工申込書については、各社が定めることとなりますが、各社の共通項目を記載した申込書のサンプル様式については、別添のとおりです。申込書の本様式は、各社のホームページよりダウンロードいただき、必要事項を記入の上、御提出ください。

（２）系統連系工事着工申込書の提出期限

2015 年度に FIT 認定を受けた事業用太陽光発電のうち、運転開始期限が設定されていない未稼働案件及び 2012 年度～2014 年度認定の条例アセス対象の未稼働太陽光案件が、従来の調達価格の適用を受けるための各電力会社への系統連系工事着工申込書の提出期限は、以下のとおりです。また、2012 年度～2014 年度認定の未稼働太陽光案件で、系統連系工事着工申込書の未受領のものが、21 円/kWh の調達価格の適用を受けるための各電力会社への系統連系工事着工申込書の提出期限についても同様です。

FIT 認定出力 2MW 未満：2020 年 1 月 31 日（金）

FIT 認定出力 2MW 以上：2020 年 2 月 28 日（金）

2015 年度認定の場合

FIT 認定出力	（提出期限）※1	系統連系工事着工 申込みの受領期限	運転開始期限※2	調達価格
2MW 未満	2020/1/31	2020/3/31	2021/3/31	従来の調達価格を維持
2MW 以上	2020/2/28			

2012 年度～2014 年度認定の場合

FIT 認定出力	(提出期限)※ 1	系統連系工事着工 申込みの受領期限	運転開始期限	調達価格
2MW 未満	2020/1/31	2020/3/31	最初の着工申込みの 受領日から 1 年間	着工申込み受領日の 2 年前 の調達価格※3
2MW 以上 (条例アセス対象除く)	2020/2/28			
条例アセス対象	2020/2/28	2020/3/31	2020/12/31	従来の調達価格を維持

※1 2MW 未満は件数が多く受領のための事務処理に時間を要することから、2 ヶ月程度の期間を確保できるよう実務上の提出期限を設定

※2 着工申込みの受領が期限に間に合わなかった場合の運転開始期限は、最初の着工申込みの受領日から 1 年間

※3 2019 年度受領の場合、2017 年度 (21 円/kWh) を適用。

売電予定の電力会社です

(3) 系統連系工事着工申込書の提出先

系統連系工事着工申込書の提出先は、**特定契約を締結している買取事業者です**（当該買取事業者経由で一般送配電事業者に申込書を提出することになります）。詳細な提出先や提出方法は各電力会社のホームページを御確認の上、必要に応じて各買取事業者にお問い合わせください。なお、本申込書は地方経済産業局、JPEA 代行申請センター等の経済産業省の各機関では受け付けておりません。

<系統連系工事着工申込書の提出に関する注意点>

- ・提出期限日時点において、2012 年度～2015 年度認定の未稼働太陽光案件で、FIT 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始しておらず、これまでに系統連系工事着工申込書を提出していないものは、系統連系工事着工申込書の提出が必要となります。
- ・提出後、運転開始までの間に再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書の提出が必要となります。
- ・提出期限を過ぎてから提出される場合は、前述の調達単価の適用を受けるための受領期限（2020 年 3 月 31 日）までに系統連系工事着工申込みが受領されることが保証されませんので、できるだけ早期に御提出ください。
- ・提出期限までに提出された場合でも、電力会社から請求されている工事費負担金が未入金のものや申込要件を満たしていないもの、記載内容に不備があるものは、提出期限内に申込みがあったものとみなされない場合もありますので、御注意ください。
- ・他の電力会社や経済産業省各機関等へ誤って提出した場合は、提出期限内に適切な提出があったものとみなすことはできません。提出期限の直前の申込みの際には十分に御注意ください。

◆ 本件に関するお問合せ窓口

各電力会社のホームページを御確認の上、各買取事業者にお問い合わせください。

以上

系統連系工事着工申込書

〇〇電力株式会社 御中

<発電事業者>

住所	
事業者名	印

<対象設備>

FIT 認定設備 I D	
FIT 認定発電出力 (kW)	
設備の所在地	

<本申込に係る連絡先>

法人等名称	
郵便番号	
住所	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

<事業の実施に必要な許認可等への該当>

以下に該当する場合は、チェックボックスに☑ (チェック) を入れてください。

- ☐ 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) に基づく農業振興地域整備計画の変更 (農振除外) または農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である
- ☐ 本件対象設備に係る事業は、条例に基づく環境影響評価の対象となっている
- ☐ 本件対象設備に係る事業は、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) に基づく林地開発の許可が必要である
- ※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

※太枠線内にご記入・押印ください。

上記の発電事業者 (「以下、甲」) は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、〇〇電力株式会社 (「以下、乙」) に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号「以下、再エネ特措法」) 第 9 条第 3 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の着工を申し込みます。

【申込要件】

1. 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
2. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更 (農振除外) または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
3. 条例に基づく環境影響評価が必要な場合は、本申込時点において、評価書の公告・縦覧が終了していること
4. 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
5. 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 89 号) 附則第 4 条第 2 項の規定 (準用される場合を含む) に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年経済産業省令第 84 号) 附則第 6 条第 2 項に規定する事業計画書 (みなし認定の事業計画書) を経済産業大臣に提出済みであること
6. 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

【同意事項】

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと、また、事実と異なる部分があることが受給開始後に判明した場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- b. 本申込を甲が提出した後に、受給開始日以前に再エネ特措法第 10 条第 1 項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を申請した場合

2000年〇月〇日

- 合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと
- c. 上記aまたはbに基づき改めて系統連系工事着工申込を行わなければならないにもかかわらず、甲がこれを行わない場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- d. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める連系開始期限日を超える等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- e. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

以上